

泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

今度こそ、政治の力で一日も早い解決を！



判決を真摯に受け止め、被害者の声を聞いて下さい

経済発展を理由に、労働者の健康を蔑ろにできない

昨日、大阪地方裁判所第8民事部は、大阪・泉南アスベスト国賠2陣訴訟において、再び国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡しました。

判決は、国は、旧じん肺法が制定された昭和35年3月末までに、石綿粉じんばく露の防止対策が喫緊の重要課題であつて、局所排気装置の設置を義務付けるべきであつたと判示して、国の規制権限不行使の違法を認め、原告50名に対して、総額1億8000万円余りの支払いを命じました。また、判決は、経済的発展を理由に労働者の健康を蔑ろにするとは許されないとし、いのちや健康と石綿の工業的有用性や産業発展を天秤にかけた昨年8月の1陣大阪高裁判決を明確に否定しました。

国は、解決に向けた真剣な努力を

国は、一昨年5月の1陣地裁判決後、一旦は厚労大臣が解決に向けて控訴断念を表明しながら最終的に控訴しました。その後の2年間で3名の原告が解決を見ることなく亡くなり、生存原告の病状の悪化や高齢化も進んでいます。原告らの「生きて

いるうちに解決を」の願いは一層切実になっています。これ以上解決を長引かせることは許されません。

今こそ、国には、判決と被害者の声を真摯に受け止め、早期解決に向けた真剣な努力が求められています。そして、政治の力、国会議員の皆さんの力が重要です。多くの国会議員の皆さまのご尽力をお願いします。

本日午後2時30分

判決報告院内集会

衆議院第1議員会館大会議室
多数ご参加ください。

多数の国会議員による「早期解決アピール」をめざして、30日(金)午後、全国国会議員の皆さまにご挨拶に参ります。